

個 情 審 第 3 1 7 4 号  
令 和 2 年 1 月 2 日

林弘法律事務所  
山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諒問番号：令和2年（行情）諒問第525号

事 件 名：特定検察官が辞職した結果、業務の継続的遂行に生じる障害について分析した文書等の不開示決定に関する件

① 提出期限

令和2年11月24日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

(別 紙)

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

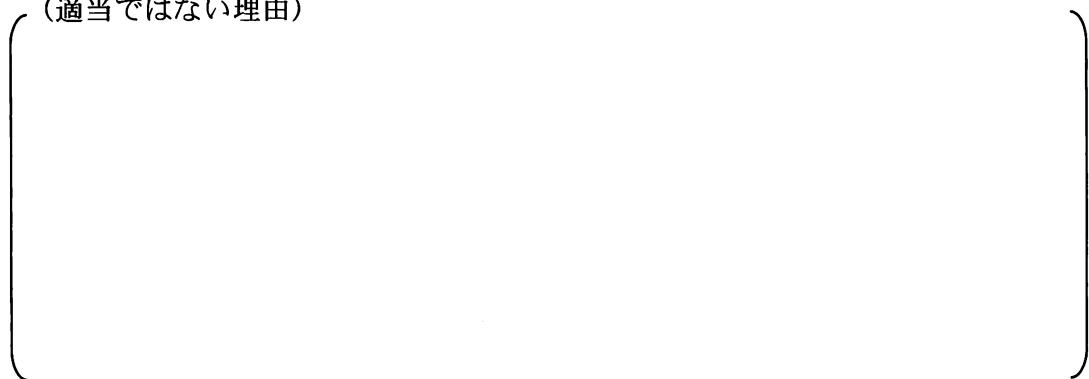
令和 年 月 日

(氏名) \_\_\_\_\_

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮詢庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



## 諮詢庁:検事総長

## 理由説明書

## 第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

## 1 開示請求の内容

本件開示請求は、「①東京高検管内では、黒川弘務検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず、黒川弘務検事長が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について最高検察庁が予想し、又は分析した文書、②黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して最高検察庁が作成し、又は取得した文書」を対象としたものである。

## 2 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、「①東京高検管内では、黒川弘務検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であったにもかかわらず、黒川弘務検事長が辞職した結果、東京高検の業務の継続的遂行に生じる障害について最高検察庁が予想し、又は分析した文書」（以下「本件対象文書①」という。）については、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を、「②黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して最高検察庁が作成し、又は取得した文書」については、対象文書として特定した6つの行政文書の全部開示決定をしたほか、「黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して最高検察庁が作成し、又は取得した文書（刑事事件の捜査等に関する文書）」（以下「本件開示請求文書②」という。）については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示決定を行った（上記2件の不開示決定を以下「原処分」という。）。

## 第2 諒問の要旨

審査請求人は「黒川弘務元東京高検検事長（以下「黒川氏」という。）は、国家公務員法81条の3第1項に基づき勤務延長されていたところ、令和2年

5月20日、緊急事態宣言で外出自粛要請が出ていた中で賭け麻雀をしていたという趣旨の記事が週刊文春ウェブサイトに掲載されたことを受けて、同月21日に辞職を表明し、同月22日の閣議で辞職を承認されたという経緯からすれば、本件開示請求文書①は存在するといえる。」「法務省の場合、本件開示請求文書②と同趣旨の文書の保有状況については、刑事事件の捜査等に関して作成又は取得されたものも含めてすべて開示されている。そのため、本件開示請求文書②のうち、刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえない。」として、原処分を取り消すとの決定を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### 第3 諮問庁の判断及び理由

#### 1 本件開示請求文書①について

当時の東京高等検察庁検事長（以下「同検事長」という。）が、不適切な行為を週刊誌ウェブサイトに掲載されたことを発端に辞職した結果、東京高等検察庁の業務の継続的遂行に生じる障害について、処分庁が予想し、又は分析した事実はない。

審査請求人は「同検事長が、令和2年5月20日、不適切な行為を週刊誌ウェブサイトに掲載されたことを受けて、同月21日に辞職を表明し、同月22日の閣議で辞職を承認されたという経緯」から「本件開示請求文書①は存在するといえる。」旨主張するが、処分庁において、同検事長が辞職した結果、東京高等検察庁の業務の継続的遂行に生じる障害に関する予想又は分析がそもそも行われていないのであるから、当該予想又は分析した結果を記録した行政文書は存在しないものと認められる。

なお、処分庁において、審査請求を受けて、本件開示請求文書①に該当する行政文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

#### 2 本件開示請求文書②について

審査請求人は、同検事長の賭け麻雀について処分庁が作成し、又は取得した文書というように、特定人の特定事項に関する多岐にわたる行政文書の開示を求めているところ、一般的に賭け麻雀という行為は、刑法185条の賭博に該当し得ることから、同検事長の行為に対し、第三者が告発することが考えられ、

現に、同検事長の賭け麻雀について告発がなされた旨の報道が複数なされているものである。

第三者から検察庁に告発がなされた場合、一般的には、その提出書類について受付簿で受け付けた上、刑事訴訟法等に基づき、検察官において所要の捜査を遂げ、当該告発を適正に処理するものであり、告発手続に際しては、告発事件の処理に関する「訴訟に関する書類」（刑事訴訟法53条の2第1項により法の適用除外とされるもの。）に該当する文書のほか、前記受付簿のような「訴訟に関する書類」に該当しない文書も作成される。

処分庁において、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件の捜査等に関する文書について、その内容を不開示にするとしても、そのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、処分庁における捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれがあり、さらには、同検事長の当該行為については報道等で大々的に報じられていることも踏まると、当該捜査の進捗状況等に興味を持つ第三者から、不当な干渉等を受けるおそれがあることも考えられるため、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件の捜査等に関する文書が存在しない場合、その旨を答えると、その時点で当該文書の作成を伴う捜査活動及び公判活動等をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況や公判準備の進捗状況等を推知し得ることから、当該状況等を察知した事件関係者等が逃亡や罪証隠滅などを行うおそれがあり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当すると認められる。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても、捜査の内容及びその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行そ

の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、同検事長の賭け麻雀に係る刑事事件の捜査等に関する文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

なお、審査請求人は「法務省の場合、本件開示請求文書②と同趣旨の文書の保有状況については、刑事事件の捜査等に関して作成又は取得されたものも含めてすべて開示されている（資料1）。そのため、本件開示請求文書②のうち、刑事事件の捜査等に関する文書の存否が明らかになっただけで、法5条4号に該当するとまではいえない。」旨主張するが、資料1とされている令和2年7月22日付け法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係作成の「行政文書開示請求について（求補正）」を確認したところ、「②黒川弘務東京高検検事長の賭け麻雀に関して法務省が作成し、又は取得した文書」に該当するものとして法務省では9つの行政文書を保有している旨記載されているが、各文書の内容は定かではないものの、いずれも、同検事長の賭け麻雀行為に関する調査に関する行政文書又は同検事長の職責に関する行政文書と思料され、これらは刑事事件の捜査等に関して作成又は取得された行政文書とは認められないため、審査請求人の主張は当たらない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件開示請求文書①について、作成又は取得しておらず、保有していないため不開示とし、本件開示請求文書②について、刑事事件の捜査等に関する文書については存在しているか否かを答えるだけで、犯罪の捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）を開示することとなる（法8条）ことを理由に不開示とした原処分は、妥当である。